

パートナーシップ宣誓者が利用できる制度に弔慰金の申請が適用になります

千葉市では、パートナーシップ宣誓をした方が利用できる制度として、市立病院での面会や市営住宅の申し込み等に加え、これまで適用していなかった弔慰金の申請が適用となりますので、お知らせします。

1 利用できる制度

	サービスの内容	適用時期
①	市立病院での面会（本人の意識がない場合）等	制度開始時（平成31年1月）から
②	市営住宅の申し込み	平成31年度から
③	市営霊園の申し込み	
④	結婚新生活支援事業補助金の交付申請	令和4年度から
⑤	弔慰金の申請	令和6年1月から

※②～④は、毎年、申し込みの時期が限定されています。

2 弔慰金について

以下の対象事業において、これまで遺族に支給されていた給付と同等の弔慰金を、宣誓者が死亡した場合にパートナーまたは子にも支給します。（令和6年1月1日以降に死亡した方のパートナーまたは子が対象となります。）

(1) 定額を支給するもの

対象事業	内容	支給額
災害見舞金	災害（風水害・地震・火災等）により被害を受けた者またはその遺族に災害見舞金を支給する	自然災害による死亡 （主たる生計維持者）100万円 （上記以外の者）50万円 自然災害以外の災害による死亡 5万円
災害弔慰金	特定の災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金を支給する	主たる生計維持者が死亡した場合 500万円 上記以外の者が死亡した場合 250万円

(2) 宣誓者死亡時の未支給額を支給するもの

対象事業	内容	支給額
国民健康保険制度における傷病手当金	国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症の感染等により、労務に服することができない方に対し、傷病手当金を支給する（令和2年1月1日から令和5年5月7日までに感染したものに限る）	労務に服することができなかった日について、一定の算式により計算した額

千葉県心身障害者福祉手当	在宅の重度の心身障害がある方に対し、心身障害者福祉手当を支給する	月額5,000円 (重複障害者は月額10,500円)
特別障害者手当	重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害がある方に対し、精神的、物資的な負担の軽減の一助として手当を支給する	月額27,980円 ※令和5年度月額。物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しを実施。

※申請は、男女共同参画課の窓口で受け付けします。

<参考>

1 千葉県パートナーシップ宣誓制度について

(1) 制度概要

LGBTの方や事実婚の方など、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする二人が宣誓を行い、市がその宣誓を証明する制度。

(2) 開始日

平成31年1月29日(火)

(3) 要件

- ・成年に達していること
- ・千葉市民であること、または転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ・宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

(4) 交付される証明書等

- ・パートナーシップ宣誓証明書
- ・パートナーシップ宣誓証明カード

2 ファミリーシップ制度について

(1) 制度概要

パートナーシップ宣誓をした方に未成年の子がいる場合、子の氏名等をパートナーシップ宣誓証明書や証明カードに記載することができる制度。

(2) 開始日

令和5年4月1日(土)

(3) 要件

宣誓者双方または一方の未成年の子

3 パートナーシップ都市間連携について

宣誓制度を実施している自治体間で転出時の手続きを省略することで、宣誓制度利用者の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るもの。

- ・横浜市(令和3年2月1日から)
- ・船橋市、松戸市(令和4年4月11日から)
- ・市川市、習志野市、柏市(令和5年7月11日から)